

## 次亜塩素酸水生成装置に関する JIS 制定

- JIS 制定により国内外の市場拡大へ -

平成 29 年 10 月 20 日

塩化物イオンを含む水溶液を電気分解して低濃度の次亜塩素酸を含有する次亜塩素酸水を生成する装置(次亜塩素酸水生成装置)について、「新市場創造型標準化制度」を活用して JIS B8701 を制定しました。これにより、使用者が食品の殺菌や厨房の衛生管理等に有効な次亜塩素酸水を生成する装置を安心して使用できる環境と市場拡大が期待されます。

### 1. 制定の背景・目的

次亜塩素酸水は、食品の殺菌や厨房の衛生管理等に有効であり、厚生労働省が食品衛生法施行規則において人の健康を損なうおそれのない食品添加物(殺菌料)に指定し、同時に、次亜塩素酸水生成装置(以下、生成装置という。)の構造及び使用上の留意点等を通知しました。

次亜塩素酸水はそのものが市場に流通するのではなく、使用者自身で生成装置を用いて生成し、食品衛生や公衆衛生等の衛生管理用途として使用されています。しかしながら、生成装置の仕様や性能が製品毎に異なること、生成装置の品質保証も明確にできないことから、現場での理解が十分に得られず、国内外への展開に課題がありました。このような課題を解決するため、今回、生成装置及び次亜塩素酸水に関する JIS を制定しました。

### 2. 制定の主なポイント

主な規定項目は、以下の通りです。

次亜塩素酸水生成装置の基本的な構造、性能、安全性に加え、生成装置のシステムに対する全体制御として、一定の品質の次亜塩素酸水が生成される仕組みであることを規定しました。

生成する次亜塩素酸水の性能及び安全性に関する性能試験等を規定しました。

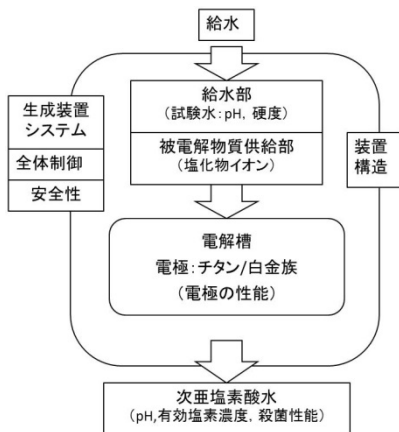


図1: 次亜塩素酸水生成装置の構成

連続式生成装置		貯槽式生成装置
大容量タイプ	小型タイプ	卓上タイプ

図2: 次亜塩素酸水生成装置の例

### 3. 制定の期待効果

本 JIS の制定により、生成装置の品質、性能及び安全性が向上し、生成装置産業の健全な発展と国内外における食品衛生、公衆衛生等の分野での普及拡大が期待されます。その結果、これまで生成装置が流通していなかった東南アジア等新興国や新たな分野での需要を喚起し、市場がさらに拡大することが期待されます。

日本工業標準調査会(JISC)の HP (<http://www.jisc.go.jp/>) から、「B8701(次亜塩素酸水生成装置)」で JIS 検索すると本文を閲覧できます。

【担当】経済産業省 産業技術環境局 国際標準課(03-3501-9283、内線 3426 ~ 3427)  
(課長)藤代 尚武 (担当)佐野 浩一、岡本 並木